

別表第3（変更前・後 削除）：東京都市計画世田谷西部地域
大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区整備計画

別表第3

改正後					改正前				
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号					○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号				
別表第3（第4条—第6条関係）					別表第3（第4条—第6条関係）				
地区整備 計画の名称	計画 地区	ア	イ	ウ	地区整備 計画の名称	計画 地区	ア	イ	ウ
		建築物の容積 率の最高限度	建築物の建ぺ い率の最高限 度	建築物の敷地 面積の最低限 度			建築物の容積 率の最高限度	建築物の建ぺ い率の最高限 度	建築物の敷地 面積の最低限 度
(削除)					東京都市 計画世田 谷西部地 域大蔵・岡 本・鎌田・ 瀬田地区 地区整備 計画	地区 整備 計画 の区 域	10分の8。ただ し、次の場合 は、この限りで ない。 (1) 建築 物の敷地 に接する 区画道路 (計画書 に示す区 画道路を いう。以下 この表に おいて同 じ。)又は	10分の4。ただ し、次の場合 は、この限りで ない。 (1) 建築 物の敷地 に接する 区画道路 又は都市 計画道路 の部分が 道路とし て整備さ れた当該 敷地に建	100㎡。ただし、 次の場合は、こ の限りでない。 (1) 建築 物の敷地 に接する 区画道路 又は都市 計画道路 の部分が 道路とし て整備さ れた当該 敷地に建

改正後							改正前						
										都市計画 道路（都市 計画法第 11条第1 項の規定 により都 市計画施 設として 定められ た道路を いう。以下 この表に おいて同 じ。）の部 分（建築物 の敷地が 2以上の 区画道路 及び都市 計画道路 に接する 場合は、そ れぞれの 区画道路 及び都市 計画道路 の部分と する。以下	築する場 合	築する場 合	

改正後						改正前							
									この表において同じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合				
									(2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この表において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合		

改正後						改正前								
									(3) 次の 公告のあ った区域 (以下こ の表にお いて「土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあつ た区域」と いう。)に 建築する 場合(建築 物の敷地 が当該区 域に係る 事業計画 に定めら れた公共 施設とし ての道路 (以下こ の表にお いて「土地 区画整理 道路」とい う。)に接	(3) 土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあつ た区域に 建築する 場合(建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると	(3) 土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあつ た区域に 建築する 場合(建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると			

改正後						改正前						
									<p>する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合には、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)</p>	<p>きに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)</p>	<p>きに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)</p>	

改正後						改正前								
										の面積に 算入しな いものと する。)				
										ア 土地 区画整 理法第 9条第 3項の 規定に よる土 地区画 整理事 業の施 行につ いての 認可の 公告及 び同法 第10条 第3項 の規定 による 事業計 画の変 更につ いての 認可の				

改正後

改正前

公告
イ 土地
区画整
理法第
21条第
3項の
規定に
よる土
地区画
整理組
合の設
立につ
いての
認可の
公告及
び同法
第39条
第4項
の規定
による
事業計
画の変
更につ
いての
認可の
公告
ウ 土地
区画整

改正後						改正前							
										理法第 51条の 9第3 項の規 定によ る土地 区画整 理事業 の施行 につい ての認 可の公 告及び 同法第 51条の 10第2 項の規 定によ る事業 計画の 変更に ついて の認可 の公告 エ 土地 区画整 理法第 55条第			

改正後						改正前								
										9項及び第69条第7項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更の公告				
										オ 土地区画整理法第71条の3第11項の規定によ				

改正後						改正前							
									る施行 規程及 び事業 計画の 認可の 公告並 びに同 条第15 項の規 定によ る施行 規程及 び事業 計画の 変更の 認可の 公告				
備考						備考							
1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。						1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。							
2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。						2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。							